

平成 1 5 年 9 月 2 2 日
農林水産省生産局畜産部

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」
及び「家畜改良増殖目標」の見直しについて

農林水産省生産局畜産部は、今般、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」の見直し作業を開始することとしましたので、お知らせします。

お問い合わせ先
農林水産省生産局畜産部畜産企画課
畜産専門官 藤岡（内3866）
TEL 03-3502-8111（代表）
03-3501-1083（夜間直通）

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」
及び「家畜改良増殖目標」の見直しについて

平成 1 5 年 9 月 22 日

農林水産省生産局畜産部

1 . 趣旨

- (1) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び家畜改良増殖法に基づく「家畜改良増殖目標」については、ともに平成 1 2 年 4 月に平成 2 2 年度を目標とする計画を策定し、これに沿って、酪農・肉用牛生産の振興、家畜の改良を進めてきたところである。
- (2) これらの計画は、おおむね 5 年ごとに見直すこととされており、さらに、先般、農政全体の指針である食料・農業・農村基本計画についても、平成 1 7 年を目途に新たな基本計画を策定すべく、見直し作業を開始する旨が表明されたところである。
- (3) こうしたことを踏まえ、また、現行の計画の策定以降、我が国の畜産を取り巻く情勢が大きく変化していることから、このたび、平成 1 7 年を目途として新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」の策定に向けた検討を行うこととする。

2 . 検討の視点

消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給の確保、環境保全を一層重視した農政の実現等の視点に立ち、基本計画と歩調を合わせて、畜産の将来展望や、重点課題及びその実現のための具体的方策等を検討する。

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

- 根拠法：酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
- 見直しの時期：「おおむね 5 年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。」(施行令第 1 条)
- 定めるべき事項：
 - 1 . 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針
 - 2 . 生乳及び牛肉の需要の長期見直しに即した生乳の地域別の需要の長期見直し生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標
 - 3 . 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標
 - 4 . 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項
 - 5 . その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項
- これまでの策定状況：

第 1 次	昭和 5 8 年 1 0 月公表	平成 2 年度を目標
第 2 次	昭和 6 3 年 2 月公表	平成 7 年度を目標
第 3 次	平成 8 年 1 月公表	平成 1 7 年度を目標
第 4 次	平成 1 2 年 4 月公表	平成 2 2 年度を目標

家畜改良増殖目標

- 根拠法：家畜改良増殖法
- 見直しの時期：「おおむね 5 年を超えない範囲内で農林水産大臣が定める期間ごとに、その後の 1 0 年間につき定めるものとする。」(施行令第 3 条)
- 定めるべき事項：家畜の能力、体型、頭数等についての一定期間における向上に関する目標
- これまでの策定状況：

第 1 次	昭和 3 7 年 1 2 月公表	昭和 4 6 年度を目標
第 2 次	昭和 4 4 年 6 月公表	昭和 5 2 年度を目標
第 3 次	昭和 5 0 年 6 月公表	昭和 6 0 年度を目標
第 4 次	昭和 5 5 年 1 2 月公表	平成 2 年度を目標
第 5 次	昭和 6 3 年 2 月公表	平成 7 年度を目標
第 6 次	平成 8 年 1 月公表	平成 1 7 年度を目標
第 7 次	平成 1 2 年 4 月公表	平成 2 2 年度を目標